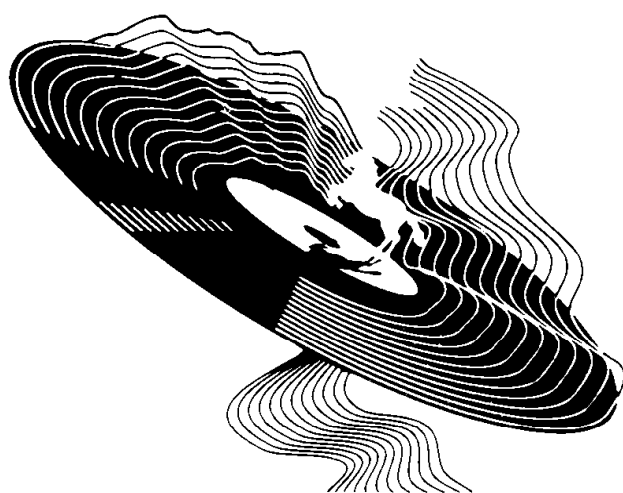


令和4年度 町政執行方針



新冠町長 鳴 海 修 司

■令和4年度 町政執行方針

1. はじめに

2. 町政運営の基本姿勢について

3. 令和4年度の予算編成について

4. 主な施策の推進について

- 1) 健康で安心して暮らせるまちづくり
- 2) 潤いのある環境を創設するまちづくり
- 3) 快適で暮らしやすいまちづくり
- 4) 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 5) 力強く安定した産業づくり
- 6) 郷土を愛し生きる力を育む人づくり
- 7) 自立したまちづくり

5. むすび

1. はじめに

令和4年第1回新冠町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政執行に関する基本方針と施策の概要を申し上げ、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を頂きたいと存じます。

私は、昨年4月の任期満了に伴う改選におきまして、2期目の町政運営をお預かりすることとなりました。引き続き、町民の皆さまからの負託をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、人口減少や少子高齢化の進行に加え、未だ人々の暮らしや経済活動に大きな影響を及ぼし続けている新型コロナウイルス感染症への対応など、急激な社会情勢や環境の変化に適応した町政運営が求められる中であって、町政の舵取りを担う重責を改めて実感しているところであります。

これからも、当町に暮らす皆様が、住み続けたいと感じていただけるまちづくりのため、私をはじめ全職員が一丸となり取り組んで参りたいと考えております。

2. 町政運営に臨む基本姿勢について

「第6次新冠町総合計画」における、まちづくりの将来像である「思いやりと笑顔あふれる“レ・コードなまち”にいかっぷ」の実現を目指し、私の町政運営の基本姿勢である「町民の声が生かされる町政」、「分かりやすく公平・公正な町政」、「町民と行政との協働のまちづくり」を常に念頭に置きながら、町政運営に取り組んで参りたいと存じます。

なお、各分野毎の具体的な施策については「主要施策の推進」の中で述べさせていただきます。

3. 令和4年度の予算編成について

令和4年度の予算編成にあたりましては、厳しい財政状況を十分に踏まえ、持続可能な町政運営を行っていくため、限られた財源を重点的かつ効果的に配分することを基本として取組み、投資的事業においては緊急度や優先度の高い事業から実施するよう予算計上を行っております。

歳入予算案の概要ですが、自主財源であります町税につきましては、法人税、固定資産税及び入湯税については減収を見込んでおりますが、他の税目におきましては、増収を見込み、町税全体では、前年度当初予算対比1.7%の増収を見込んでおります。

また、最も大きな割合を占める地方交付税のうち、普通交付税については、国が示した令和4年度の地方財政計画や、近年の交付実績を考慮し、前年度当初予算対比0.3%増の25億284万6千円を見込んでおります。

歳出予算案の概要ですが、本年度は、骨格予算であった前年度当初予算と対比し6.0%の増となっております。町民の方が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、子ども子育ての施策や防災対策整備事業について予算計上し、産業振興や福祉施策についての各種事業についても引き続き予算計上しております。また、未だ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対策に係る経費について予算計上をしております。

令和4年度の一般会計予算案の総額は53億4600万円を見込みました。また、6つの特別会計の予算総額は21億8,744万6千円となり、一般会計を含めた令和4年度当初予算案の総額は前年度対比3.8%増の75億3,344万6千円を見込んでおります。

4. 主な施策の推進について

1) 健康で安心して暮らせるまちづくりについて

はじめに、地域福祉の充実についてです。

「誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまちにいかっぷ」を新冠町地域福祉計画の基本理念としており、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけではなく、地域に住む各々が支え手であり、受け手であり、地域住民みんなが支え合って共に生きる地域共生社会を構築していくことが必要とされております。

そのため、保健・福祉・介護・医療等さまざまな分野や新冠町社会福祉協議会と連携し、地域生活・健康課題に対する支援やサービスの提供を通じて、町民同士が互いに支え合う地域福祉活動を推進して参ります。

急速に進行する少子・高齢化社会の中で、わがまちに暮らすことに幸せと誇りを感じ、それを共有することは、まちの発展にとって大切な要素であります。新冠町で婚姻届を提出し、新たな生活をスタートする新婚夫婦を祝福し、末永く幸せな家庭を築いてもらうため「結婚記念品」として、新冠温泉の入浴券とペア・フルコースお食事券を贈呈する事業は、人生の節目の思い出と地域の観光施設を知る機会として好評を得ていることから、気持ちの通う住民サービスとしてこれからも継続して参ります。

次に児童福祉の充実につきましては、地域の子育て支援の拡充や、質の向上を高めるため「子ども・子育て支援新制度」に基づき、当町においても「新冠町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定いたしました。

この計画は、法改正や、さまざまな子育てを取り巻く社会情勢の変化にあわせた教育・保育等、子育て世代のニーズに応える内

容となっており、今後においても、この計画に沿って、安心して子育てできるまちづくりを目指して参ります。

また、児童虐待の発生予防や発生時の迅速な対応を図るため、平成28年児童福祉法の改正において「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められており、本町における児童福祉の課題等を踏まえ、設置に向けて検討して参ります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者ができる限り介護を必要とせず、自立した生活を送るための介護予防及び健康寿命の延伸につながる各種事業を展開し、心身ともに健康で充実した高齢期を過ごせるよう、地域包括支援センターが中心となり、引き続き環境整備を行って参ります。

心身機能の維持・向上に資する各種プログラムを提供する「お喜楽おたっしや塾」や「いきいき100歳体操」、「脳の元気アップ教室」、認知症への理解や家族の情報共有の場である「認知症カフェ」など、コロナ禍において集団での活動が制限される事態も発生するなか ICT 機器も取り入れながら、各種事業の実施や情報発信を行い更なる普及と充実を目指して参ります。

また、要介護者等を除く65歳以上の全ての高齢者を対象とした介護予防把握事業を継続し、介護予備軍や閉じこもり該当者を各種介護事業等へ繋げ、身体的・社会的フレイルの防止に努めて参ります。

医療と介護の連携では、個人の病歴や介護情報を医療機関や薬局、介護事業者、家族と情報共有するためのマイカルテの作成配布や、広報紙ワ・ワ・ワの定期発行を継続し、介護予防の普及啓発に努めて参ります。

次に、町民の皆さんの健康の維持増進についてです。

令和2年度を初年度とする新冠町健康増進・食育推進計画の展開でございますが、当計画においては、具体的な活動を「健康増

進」と「食育推進」に分け、生涯にわたる健康づくりができるだけイメージしやすく、多くの方が興味を持って関われるように、人間の一生を7つのライフステージに分けて、ステージごとに行動目標と町民への提案を示しております。

生活習慣病改善事業として実施する「からだリセット講座」の普及啓発、食育推進につきましては学童期の「スポーツ少年団への食育教室」などの取組みを推進して参ります。

特定健診及び各種がん検診事業につきましては、平成30年度から検診負担の無料化を実施し、特定健診の受診対象者を40歳から30歳に引き下げる若年健診を実施するなど、事業の改善や充実を図り、早期発見・早期介入に努めているところですが、今年度におきましては、新冠国保診療所での30歳代の若年健診の受け入れを行い、受診者の増加を図りたいと存じます。

妊娠・出産に係る支援につきましては、これまで町民が安心して出産、育児に臨めるよう、妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問事業等の訪問事業に力を入れて参りますとともに、今年度より新ひだか町立静内病院婦人科外来での授乳相談、乳房ケア助成事業を開始いたします。

次に、障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法に基づく、介護・訓練等の障害福祉サービスや移動支援並びに日中一時支援や日常生活用具給付等の各種地域生活支援事業をはじめ、社会福祉法人新冠ほくと園が運営します「サポートセンターえましあ」内における「相談室かける」での障がい者の日常生活及び就業に係る相談支援や「地域活動支援センター」における日中活動支援を通じ、ノーマライゼーションの考えのもと、障がい者の地域生活と自立を支援して参ります。

また、心身の発達に心配や遅れ、つまずき等のある子どもとその家族を支援する「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」の

活動につきましては、職員の専門性の向上に努め、道や関係機関からの支援も受けながら多様な事例に対応してゆく体制を維持して参ります。

次に、国民健康保険につきましては、平成30年度から北海道が主体となり財政運営を行っており、医療費を北海道全体で賄う仕組みに変わったところです。

これに伴い、道と共に運営を担う市町村においては、これまでどおり保険給付や保険税の賦課徴収、保健事業を実施するとともに、医療費適正化事業や特定健診事業に積極的に取り組むことが求められております。

特定健診につきましては、レセプトデータを分析し未受診者の把握や糖尿病性腎症重症化予防対象者のピックアップを基に受診勧奨を行う受診率向上対策事業を実施し、国保診療所を始めとした医療機関と連携を図りながら、受診率向上に努め、生活習慣病の早期発見や特定保健指導による生活習慣の改善を図る取組を進めて参ります。

次に、医療の充実につきましては、国保診療所が一人でも多くの町民の皆さんの「かかりつけ医療機関」として、ご利用して頂けるよう職員一同が引き続き努力を続けるとともに、安心安全を大切にする町づくりの一環として、その必要性が強く認められるよう「存在意義のある医療機関」を今後も目指しながら、診療所運営を進めて参ります。

また、町内唯一の一次医療圏における医療機関として、町民のニーズにあった専門外来の充実強化や出張応援医師の協力を得ながら救急外来患者24時間年中無休受入れ体制を維持継続しながらも、町の財政状況を考慮し、診療所運営に係る一般会計繰入金の抑制努力を続けて参ります。

一方、収束の目途が立たない新型コロナウイルス感染症関連業

務の対応が日々増加していることもあり、診療所施設の移転改築準備の時間的制約が続いておりますが、施設築年数の増加に伴い老朽化は着実に進んでおり、今後を見据えて本年は移転改築問題の議論を加速化させなければならない時期を迎えておりますので、町民の皆さんと本格的な協議・検討ができるよう諸準備を進めて参りたいと考えております。

皆さんから信頼される地域に根づいた医療機関として国保診療所の体制づくりにこれからも鋭意努力を続け、町民の健康の保持と医療の安全・安心を確保して参ります。

次にアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現についてです。

平成31年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、いわゆる「アイヌ新法」が制定され、今を生きるアイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、アイヌ文化を次世代へ継承して行くとともに、多様な文化と共生・共存しながらアイヌ文化を発信し、アイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会を築くことを目的に、「アイヌ政策推進交付金」が創設され、アイヌ文化の継承と伝承活動のための様々な事業展開が可能となっていることから、新冠アイヌ協会と協議を重ねながら、施策の推進を図って参ります。

2) 潤いある環境を創出するまちづくりについて

はじめに地球温暖化対策についてです。

二酸化炭素排出削減による地球温暖化の抑制に貢献する取り組みについては、町有施設や街路灯等のLED化を計画的に進めてきたことで消費電力量の削減が行われ、一定の効果を上げることができました。今後は、改めて公共施設におけるLED化の状況を確認し、細部の取り組みを進めることで更なる推進に努めて行く

こととします。

また脱炭素を目的とするゼロカーボンの取組みは、二酸化炭素排出削減だけでなく、二酸化炭素の吸収と再生エネルギー生産の推進です。取組みの手法は多岐にわたり、その選択は、置かれた環境に応じて慎重な判断を要します。まずは脱炭素に係る計画の策定準備と調査を継続して進め、当町が進めるべき脱炭素の方向性について検討を行っていく所存です。

次に環境衛生の向上についてであります。ごみ処理・リサイクルの推進について、平成15年度からごみの減量化と資源ごみの分別収集に取り組んで参りました。

今後においても、ごみの減量化と資源保護の観点から、分別方法の周知徹底と、リサイクル活動の一層の推進に努めて参ります。

また、日高中部環境センターが運転を始めてから19年が経過しており、日高中部衛生施設組合の構成町である新ひだか町とともに、今後における施設の整備方針等の検討及び長寿命化総合計画策定業務に着手して参ります。

平成13年度から実施している新冠町合併処理浄化槽設置整備事業を、本年度も定住・移住促進制度の対象分も含め継続し、生活雑排水による環境汚染を防止し、生活の質や公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行なって参ります。

また、近年増加している空き家について、老朽化により周囲に影響がある場合など一定の基準により、所有者に対して除却費用の一部を助成する「危険空き家等除却補助事業」を実施し、生活環境の保全と跡地の有効活用を促進して参ります。

火葬場・墓地につきましては、これまでも適切な維持管理を行ってきたところであり、今後においても、穏やかにお参りができる環境を整えて参ります。

また、合葬墓の整備については、令和3年12月に実施しました町民向けアンケート調査結果において、整備を希望する町民が概ね6割に至ったことから、設置に向けて検討を進めて参ります。

3) 快適で暮らしやすいまちづくりについて

はじめに、公営住宅の整備についてです。

「新冠町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度から国の交付金事業を活用した「ひがつら団地外部改修工事」に着手して参りますほか、各団地につきましては、維持的な修繕工事を施しながら、快適な居住環境をめざして参ります。

また、一般住宅における耐震改修や、省エネ・バリアフリーなどの改修工事に対する補助事業については、国の交付金事業を活用し「新冠町住宅リフォーム助成金交付事業」として、本年度も継続して参ります。

次に、水道事業につきましては、道営事業の活用により、太陽及び美宇の一部を対象に、配水管の更新を目的とした、太陽地区道営水利施設等保全高度化事業が継続されることとなっております。

一方、下水道事業につきましては、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、国の交付金事業を活用し、マンホールポンプ所などの機械、電気設備の更新工事を中心に、継続して参ります。

また、国が人口3万人以下の市町村に対して求めている、上下水道事業の公営企業会計への移行に関しましては、令和6年度から公営企業会計を開始できるように「特別会計」から「公営企業会計」への移行準備業務を令和4年・5年度で実施することといたしております。

次に、河川・明渠事業につきましては、堆積土の除去や立木伐採等により河川、排水路断面を確保するとともに、護岸等破損箇所への補修工事を適宜行い、河川、明渠施設の予防保全、減災対策などに努めて参ります。

また、道路事業につきましては、道営事業により、本年度完了

地区である芽呂地区の道路整備事業が継続して行われるほか、国の交付金事業を活用し、新冠市街地線 1 号支線の舗装工事を継続して参ります。

更に、橋梁の長寿命化工事に関しては、策定した年次計画に基づき、国の交付金事業を活用し、修繕工事を中心に継続して参ることとしております。

本年度も引き続き、町道及び関連施設の適切な維持管理に努め、交通安全対策、道路機能の向上、生活基盤の安定を図り、道路施設の予防保全、減災対策などに努めて参ります。

次に、情報通信基盤整備につきましては、町は、これまで情報通信による高度情報化社会における地域格差の解消に向けた取組みを進め、令和 2 年度において光回線の町内全域敷設を終えています。敷設後の光回線接続世帯は、随時広がり続け、今後も普及の歩みは続くものと考えています。

一昨年から国内を襲った新型コロナウイルス感染症まん延時における情報通信技術の多面的活用の際には、光回線敷設の事業効果を一早く発揮することができたものと実感しており、今後も用途は町民生活の中で広がって行くものと考えています。また今後においても情報通信基盤は、生活環境整備における重要な要素と位置付け、環境保全に努めて行く所存です。

次に、地域公共交通の確保につきましては、J R 日高線が廃止となり、全面バス転換となって 1 年が経とうとしています。人口減少・少子高齢化社会にあって公共交通を取り巻く環境は、利用者数の減少と高齢者を中心とした交通弱者の利便の確保という困難を伴う課題が山積しています。また社会問題に加え感染症に対する意識が公共交通の利用を遠ざけている状況下にあります。そのような中、管内各町は関係機関と協議会を構成し、公共交通の利便性向上と利用者の増加、そしてサービスの持続化を目指し

て議論を重ねています。今後は、変えることのできない社会情勢と向き合い、持続可能性への挑戦とも言える協議と取り組みが行われていくことと考えていますが、当町としても出来ることには積極的に取り組んでいく所存です。

また町内に目を向けますと公共交通は、町民生活の中では今も大切な交通手段であることには変わりありません。誰もが公共交通を利用して、誰もが安心して出かけられる交通体系を確保することがまちづくりにおいて重要なことと考え、「地域の足」として定着している西新冠地区における自宅送迎型デマンドバス、並びに「生活の足」として利用されているコミュニティバス メロディー号の運行については、今後においても利便性の向上と安全性の確保に努めて参ります。

4) 安全で安心して暮らせるまちづくりについて

はじめに防災対策についてです。

近年、全国各地で発生する自然災害は、発生の頻度が高くなっていると同時に被害が甚大化していることから、常に災害対策、防災と減災を念頭に置きながら、予期せぬ災害に備え、自助及び地域による共助の意識醸成・向上に努め、町民の皆さんと共に「災害に強いまちづくり」を進めて参ります。

また、津波に関する情報や避難に関する情報を町民の皆さまへ周知し、災害時の人的被害を防ぐことを目的として「日本海溝・千島海溝沿い地震」の最大津波を想定したハザードマップを作成し全戸配布を予定しております。

このほか防災備品の更新、補充や既存の設備の維持管理を行うとともに、津波や大雨、土砂災害などの自然災害に対し、速やかに対応できるよう危機管理体制の強化に努めて参りますほか、新冠市街地の海岸擁壁の嵩上げや新冠川左岸を始めとする安全対策については、引き続き北海道に対し、協議要請して参ります。

次に交通安全・防犯対策についてであります。交通事故の防

止には、一人ひとりが人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要があります。

そのためには、交通安全意識の高揚を図ることが必要とされるところであり、今年度も新冠町交通安全推進委員会との連携を強化し、交通安全指導員への活動支援及び啓発活動や道路交通環境整備など、総合的な交通安全対策に努めて参ります。

また、平成31年4月からは、「高齢運転者免許返納手数料等補助事業」をスタートさせ、高齢者に対し運転免許証の自主返納を促し、交通事故防止に努めているところであり、今後においても、町民生活の安全・安心の確保に向け、新冠町交通安全推進委員会及び新冠町防犯協会と連携を図り、安全・安心で住みよいまちづくりを目指して参ります。

5) 力強く安定した産業づくりについて

はじめに、農業の振興についてです。

新冠町の基幹産業であります「農業」の生産基盤の確立、安定した農業経営と持続的な発展をめざし、第7次新冠町農業振興計画を令和4年3月に策定いたしました。本計画に定める基本方針のもと各生産分野における諸課題の解決に向け、農業団体や関係機関、各生産振興会の協力をいただきながら各種施策に取り組んで参ります。

新規就農対策では、農業支援員として令和2年度から研修を続けられてきた3組のご家族が研修最終年を迎え、2組がそ菜園芸農家、1組が酪農家として年度内の独立就農を目指し準備が進められます。それぞれが農業振興の担い手として、またコミュニティ活動を支える人材として、地域に根差した就農が出来るよう支援をして参ります。また、ホームページによる情報発信などを通じ農業支援員を募集しておりましたが、令和4年度から新たに1

組のご家族が当町に移住し、農業支援員としての研修をスタートさせます。受け入れ先となる農家や指導機関との連携を図り、充実した研修機会の提供に努めますとともに、引き続き就農希望者の確保に取り組んで参ります。

後継者対策では「農業後継者親元就農奨励金」や「農業機械免許・資格取得費用に対する助成制度」のPRに努め、一人でも多くの後継者に親元就農をしていただき、経営継承に繋がるよう支援をして参ります。

水稻・畑作部門におきましては、水田営農と畑作を中心とした国の経営所得安定対策事業を利用し、安定的な農産物の生産と農業所得の向上に努めます。また、施設園芸作物では農作物の効率的な生育管理と省力化が図られる自動換気設備の設置を推進し、生産面積の維持・拡大に向けて取り組んで参ります。

軽種馬振興については、歩様動画をメインとする売り馬情報システムの運用やコンサイナー費用に対する支援を継続し、新冠産馬の販売向上に繋げて参ります。また、ホッカイドウ競馬を含む地方競馬の売上向上対策として協賛レースの実施を通じ、競馬事業の振興に努めて参ります。

酪農振興については、良質な生乳の生産や、ゆとり・豊かさを持った酪農経営のために乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合の運営支援を継続して参ります。

また、町有牧野での預託事業を通じ、生産現場における自給飼料や労働力不足の解消を図るとともに、放牧管理を介した家畜の健康増進に努めているところでございます。現在、町有牧野は北海道ヨーネ病防疫対策実施要領に基づく「発生農場」に指定されておりますが、放牧地は全て汚染区域外の農地を利用し、管理には預託事業専用の車両を用いるほか、専用長靴の使用、消毒の徹底など引き続き感染対策を講じながら事業を実施して参ります。

加えて、本年より新たにドローンを導入し、電気牧柵の点検や牛追い、草地管理を行い、先進的なスマート酪農の実証実験を進めるとともに、預託牛管理を適切に行うことにより、信頼される牧野事業の推進を図って参ります。

肉用牛振興につきましては、和牛繁殖基盤の改良と酪農家の産子売却益向上の双方に寄与している町有牛を活用した受精卵提供事業について、本年度も安定的な供給に努めるとともに、肥育管理に関する技術の研鑽に努め、高水準で良質な黒毛和種の生産に心掛けて参ります。

また、和牛センターにおける育種価判明事業につきましては、ヨーネ病に対する清浄化対策の一環として、町有牛の肥育管理を優先させるため十分な受入体制を取ることは出来ませんが、引き続き施設の稼働状況に応じながら柔軟に対応して参ります。なお、本事業を運用するにあたりましては、販売用に増体された子牛を肥育用に飼育直しをすることでの肉質への影響等が懸念されたため、それを補うための補助制度を設けておりますが、事業開始から10年が経過し、これまでに出荷をした267頭のうち4等級以上のいわゆる上物の出荷率は97.38%と高品質で推移している実績を踏まえ、補助制度を縮小し、4月以降の新規受け入れ分から補助金の対象外として取り扱うことといたします。

家畜防疫については、家畜自衛防疫組合など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防に努め、引き続き予防注射や伝染病検査を支援するとともに、農場周辺での消毒の徹底や関係者以外の立入制限など飼養衛生管理の啓発に努めて参ります。

毎年度、エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣により多大な被害を受けております農作物被害については、駆除対策や電気柵など被害防止対策の効果もあり、平成22年度のピーク時から大幅に減少はいたしました。近年は増加傾向にございますので、本

年度につきましても日高西部鳥獣被害防止対策協議会や北海道猟友会日高中部支部新冠分会の協力を頂きながら駆除対策に取り組んで参ります。

次に林業の振興についてです。

安全な国土の形成や水源の涵養、地球温暖化の防止、快適な生活環境の創出など、森林が持つ多面的な効果については、国民一人ひとりが広く恩恵を受けるものでございます。

町が管理をする町有林のうち人工林の多くが成熟し、本格的な利用期を迎えておりますので、本年度は森林経営計画に基づき伐期を迎えている岩清水・古岸地区の皆伐17haのほか、植林や下刈りなど森林資源の適切な管理を推進して参ります。

また、新たな森林経営管理制度のもと令和元年度から交付されている森林環境譲与税につきましても、私有林の間伐や林道維持費、治山施設維持費に充当し、民有林の持続的発展に努めて参ります。

次に水産業の振興についてです。

水産業は、気象や海水温の細かな変化が漁獲量に著しい影響を及ぼします。昨年9月に太平洋沿岸で発生した赤潮による影響及び本年度の発生が懸念されますが、沿岸漁業を主体とする当町にとりましては、限られた資源と漁場を有効に活用し、資源回復や生産増大に向けた地道な取組みが重要であり、漁業協同組合や関係団体との連携を図りながら、安定生産に向けた資源の育成・管理に努めて参ります。

主力となりますタコ漁につきましても、継続事業として北海道が事業主体となり産卵礁を設置しておりますが、本年度は節婦沖10km地点の海域2.5haに約250基が設置されます。

希少資源であるマツカワの放流事業につきましても、えりも以西太平洋海域における広域的な取り組みであり、安定した資源の

造成と魚価の向上、消費拡大に向けて取組んで参ります。

資源回復を図っているホッキ貝につきましては、赤潮による影響が懸念されるため、町単独事業として実施をしているホッキ最小成貝放流事業の放流量を本年度は倍増し、資源の回復・育成に努めるとともに、赤潮により被害を受けた漁場環境の回復のため、ウニ殻等の除去や岩盤清掃、漁場環境の把握等の活動に対する国費事業が予算化されましたので、当該事業の活用について、ひだか漁協とともに北海道との協議を進めてまいります。

懸念をされております担い手対策につきましては、新規参入を中心とした事業の制度化に向け、準備を進めてまいります。

観光振興に目を向けますと一昨年から国内にまん延した新型コロナウイルス感染症の対策として、主に人流の抑制と会食機会の制限が行われてきたことから観光関連事業は、軒並み影響を受け、多くの事業者が今もなお経営回復の途上にあります。そのような中、当町の観光施策の柱を担ってきた第三セクター株式会社新冠ヒルズについて、町はこれまでの検証と将来展望を深慮し、法人の進路として解散の方向性を示しました。株式会社新冠ヒルズも町の考えに同意し、解散に向けた取組みを現在進めています。新冠温泉レ・コードの湯は、本年4月1日から新たな運営体によって町民サービスの提供が行われることとなりますが、新たな運営体には、これまで以上に町民に愛される温泉施設となるよう適切な運営を求めて行きます。また町の財産である施設の維持管理については、適時適切な更新事業に努めて行く所存です。

昨年3月から西泊津地内で営業を開始したホロシリ乗馬クラブは、クラブハウス、厩舎、外構等の整備を終えていますが、今後は研修棟などの整備を進め、乗馬少年団をはじめとする乗馬愛好家と多くの観光客に利用していただける施設を目指して整備を進めて参ります。

令和7年度に予定されている新冠インターチェンジの開通に合わせた道の駅ゾーンリニューアルへの期待の高まりを感じています。町としても道の駅への立ち寄り客の増加が見込まれることを踏まえ、他公共施設との調整を図りながら、継続して検討を進めて参ります。

商工業の振興についてですが、小売店を中心とした商工業の経済活動は、人々の働く場の提供と日用品を中心とした生活必需品の購買機会を確保するという生活に欠かせない事業活動です。そのためには携わる事業者の経営安定化を図ることが大切であり、商工会の役割が重要となります。このため町は商工会が行う経営改善事業や起業活動への取組み事業を支援することで商工業振興を図って参ります。

6) 郷土を愛し生きる力を育む人づくりについて

はじめに、教育行政につきましては、教育に関する総合的な施策である「新冠町教育大綱」に掲げる基本理念「生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育」の実現に向け、教育委員会と政策の方向性を共有する「総合教育会議」を開催しながら、教育の推進を図って参ります。

また、当町の将来を見据え、昨年度、「新冠町小学校統合計画」を策定し、令和6年4月1日に新冠小学校と朝日小学校を新冠小学校に統合する方針をお示ししておりますが、統合に向けて、総合教育会議を適宜開催し、教育委員会と計画や内容を共有した上で、児童にとって望ましい教育環境の整備に努めて参ります。

次に、幼・小・中の教育の充実についてです。

認定こども園ド・レ・ミにおいては、安全安心に配慮しながら、教育・保育環境を整備し、幼小中の連携と接続を意識した園運営を支援するとともに、小中学校においては、学習指導要領に対応

した授業づくりを進めるために、I C T機器の活用や施設環境整備への支援に努めて参ります。

また、引続き町費負担教諭2名を小学校に配置し、学級数維持や授業改善への取組を進め、学校経営の充実を支援して参ります。

次に、生涯教育の充実についてです。

町民の皆さんが、心豊かに健康で充実した生活を過ごされるよう、「町民憲章」と心を大切にする「レ・コード」の精神を意識しながら、様々な学習や体験の機会を提供して参ります。

また、レ・コード館やスポーツセンターを中心とした社会教育施設を活用して展開されております、町民の自主的な文化芸術活動やスポーツ活動を支援し、引き続き安全で利用しやすい施設運営に努めて参ります。

7) 自立したまちづくりについて

まちづくりの推進には、町民の皆さんと互いの立場を尊重し、信頼し、協働して行うことが大切です。そのためには、町民の皆さんの意見をお聴きし、政策・方針の立案に当たっての参考とさせていただく機会は大変な事であると考えています。町はこれまで町政懇談会の実施によってご意見をお聴きし、政策への反映と情報の公開を行ってきました。また自治会単位の開催に捉われることなく社会教育団体等との懇談会を実施することで広範な意見の聴き取りを行うという新たな取組みも実施したところです。今後においても、さまざまな手法を取り入れながら町民の声に触れる機会の創出について取組みを進めて参ります。

社会全体を覆う人口減少・少子高齢化の進行は、当町においても例外ではありません。町は、定住・移住政策の推進のほか医療、福祉、教育、子育てなど幅広い分野において人口の確保につながる施策の展開を行っていますが、今後もより一層の推進を図ると

同時に、築50年を超える国保診療所をはじめ、多くの公共施設が築後30年を経過しており、順次、更新等が求められることに加え、人口減少に伴う地方交付税の減少など、今後、さらに厳しい財政状況が予想されるなか、将来にわたって持続可能な町づくりを展開するためには、健全な財政の確立が何より重要であります。

このため、財政推計をもとに財政運営の指針となる財政計画の策定とそれを踏まえた行財政改革アクションプラン（仮称）の策定に取り組みます。

これらの策定に当たりましては、議会はもとより、関係団体及び町民の皆さんのご意見等を頂きながら策定作業を進めさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. むすび

以上、令和4年度の町政執行に臨むにあたっての、私の所信と主な施策について述べさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症が、今なお当町にも大きな影響を与えている状況の中、人口減少・高齢化社会の到来、激甚化する自然災害、大きな社会情勢の変化など、乗り越えるべき多くの課題がありますが、「思いやりと笑顔あふれる新冠」の実現に向け、邁進して参る所存です。

最後になりましたが、議会議員の皆さんをはじめ町民の皆さん、関係機関並びに関係諸団体の皆さんの特段のご理解とご支援を心からお願い申しあげまして、令和4年度の町政執行方針と致します。